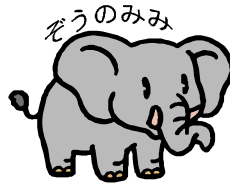


と  
ミヨッ

# みみより情報



宇治久世教職員組合 生活権利部発行 44-6191

2005/6/7

【組合加入申込書】

わたしも組合に加入します。

学校名 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

お近くの組合員まで！



## こんな時、どうするの？



若いあなたのための  
生活と権利入門編

毎日、子どもたちに体当たりでぶつかって実践しているあなた、慣れない仕事に悪戦苦闘しているあなた。そろそろ疲れは出ていませんか？この仕事を長く続けるために、ぜひ知っておきたい情報をお知らせします。知らない友人の方にもぜひ教えてあげてくださいね。

Q 1 . 週休日や休日・長期休業中の休暇以外に休める日はありますか？

A 1 .

「年次有給休暇」(年休)といって、1暦年(1月1日～12月31日)に20日間理由の如何を問わず取れる休暇制度があります。(労働基準法で規定されています。4月に採用された方には、15日間あります。12月31日で残っていれば、20日を上限とし、翌年に繰り越すことができます。

### 年次有給休暇



採用の月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その年に取ることのできる日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

\*年休の日数は、臨時教職員の方も同じだけ取れます。時間講師など非常勤講師の方は、1週間の勤務時間によって異なりますので、わからない場合は、**宇久教組**(44-6191)までお問い合わせ下さい。

Q 2 . 朝起きると、どうも頭が痛い。こんな時どうすればよいですか？

A 2 .

人間ですから、当然体の調子が悪い時はありますよね。こんな時は無理せずゆっくり休みましょう。病気で休む時は、「病気休暇」という制度があります。7日以上休む時は、医師の診断書が必要ですが、それ以下の日数ならば必要ありません。公立学校共済組合が行っている事業で「ハローダイヤル24」というものがあります。これは24時間、健康・医療相談、夜間・休日の診療期間情報の提供など対応してくれています。ちょっと調子が悪いけど病院に行こうか迷う時、気軽に相談してみてください。



0120-83-3939

# 定年まで働き続けるために

## ベテランのあなたのための権利情報編

### 介護休暇・ 介護欠勤制度に ついて

ベテランの教職員が増え、親の介護が必要となる場合が増えています。いざと言う時に困らぬように、制度について知っておくことは大切です。

介護対象者が2週間以上の「要介護」の診断書が出た時。介護休暇は6ヶ月、介護欠勤を合わせると190日。2年目以降は、介護欠勤190日。最初の10日間は有給の承認欠勤となります。(日数は、1月1日から12月31日までの1暦年で勘定します。)  
介護休暇・欠勤には、共済組合・互助組合から60%の介護休暇手当金、介護休暇補助金などが支給されます。  
介護できる人が本人以外にいないという証明をする必要はなくなりました。(2001年1月から)  
介護休暇の申請が「1週間前」「あらかじめ請求する」に文言が変わりました。つまり必要なら「明日からでも介護休暇が取れる」ことになりました。(2005年1月から)



### 教えてあげよう！ 権利の前進

この他にも今年度から、次のような権利の前進があります。職場で該当する人達に教えてあげましょう。権利は、使ってこそ意味を持ちます。



「配偶者出産休暇」が半日・時間単位で取得可能に。  
子どもの養育を目的として1時間単位でも請求できる5日間の「男性育児休暇」が新設。  
妊娠中の「養護教諭の業務軽減措置」の基準が緩和。  
繁忙期(4月10日～7月19日)妊娠中であれば週15時間の非常勤講師が配置されますが、小・中学校では生徒数600人以上が500人以上に、高校は、1000人以上が900人以上にと若干緩和されます。(ただし複数配置校は除く)  
非常勤講師に「忌引き休暇」「夏期休暇」が新設。

紙面の都合で、簡単な説明しかできませんでした。分会員にお届けした「たたかいの手引き」(京教組2005年版)もご参照ください。  
またお問い合わせは、宇治久世教組(44 6191)までお気軽にどうぞ！